

商品概要説明書

農業サポートローン

(令和5年4月1日現在)

商品名	農業サポートローン
ご利用 いただける方	次の条件を全て満たす方。 ○個人で組合員であること。 農業者・農業従事者であり、次のいずれか一つに該当する方。 ① 農業収入を確定申告している方 ② 農地（耕作地）を所有している方 ③ 農業に従事している方 （確定申告で農業専従者として申告されている方） ○借入時の年齢が20歳以上であること。 ○信用状況に不安がない方
資金使途	農業者・農業従事者が農業経営に必要とする資金で次にかかげるもの。 ○農業施設資金 ① 農業用機械器具取得資金 農機具（中古農機を含む）、農業用自動車（中古を含む）、点検・修理、車検、購入に付帯する諸費用、保険掛金に必要な資金等 なお、付属備品購入資金、車検登録等が必要なものは税金、共済掛金、登録諸費用、修理費等を含む。 ② 農業用建構築物造成資金 パイプハウス等資材、建築費用等、発電・蓄電設備の取得資金、格納庫建築資金等、補改修資金（改良・復旧等に必要な資金） なお、購入に伴う軽微（事業費50万円以内）施設の増改築資金・格納庫の取得費等を含む。 ③ 他金融機関の農業施設資金借換資金 ただし、負債整理資金は除く。 ④ 農地等取得資金 農地等の改良、造成、復旧又は取得に必要な資金 ○農業運転資金 ① 果樹等永年性植物植栽育成資金 果樹、花き・花木等又は樹木等植栽、樹苗養成、育成に必要な資金 ② 肥料購入等資金 肥料・飼料、農薬、ビニールハウス用資材その他の生産資材若しくは原材料の購入、動力光熱費、諸負担金の支払いのために必要な資金
借入金額	○認定農業者は3,000万円以内とし、所要資金の範囲内とします。 ○その他の農業者は1,000万円以内とし、所要資金の範囲内とします。
借入期間	○6ヶ月以上10年以内（1ヶ月単位）とします。 なお、他金融機関からの借換資金の場合は、原則当初借入期間の残存期間以内とします。
借入利率	○固定金利型 年1% ○東京都信用農業協同組合連合会が実施するJAバンク東京農業パワーアップ利子補給制度を適用することができます。（最長で10年間、最大で1.00%に相当する利息）この場合、ご本人の負担は借入利率 年1%から利子補給率 年1%を差し引いた利率（金利負担なし）とします。ただし、利子補給支払限度枠に達した場合は、取扱いを終了します。 ○詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	○元利均等返済方式または元金均等返済方式とし、毎月返済方式および特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え6ヶ月ごとの特定月に増額して返済する。）のいずれかをご選択いただけます。

担 保	○不要です。																			
保証人	○原則として、不要です。ただし、お申込み内容によっては、連帯保証人が必要となる場合がございます。																			
保 証	○東京都農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。																			
手数料	○不要です。																			
苦情処理措置 および紛争解 決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店または業務部（電話：０４２－５５９－５１１１）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、東京都農業協同組合中央会が設置・運営する東京都ＪＡバンク相談所（電話：０４２－５２８－１３５８）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。 <table><tr><td>名 称</td><td>電話番号</td><td>受付日</td><td>受付時間</td></tr><tr><td>東京弁護士会 紛争解決センター</td><td>03-3581-0031</td><td>月～金（祝日、年末 年始を除く）</td><td>9:30～12:00 13:00～15:00</td></tr><tr><td>第一東京弁護士会 仲裁センター</td><td>03-3595-8588</td><td>月～金（祝日、年末 年始を除く）</td><td>10:00～12:00 13:00～16:00</td></tr><tr><td>第二東京弁護士会 仲裁センター</td><td>03-3581-2249</td><td>月～金（祝日、年末 年始を除く）</td><td>9:30～12:00 13:00～17:00</td></tr></table> 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という。）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記ＪＡバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。				名 称	電話番号	受付日	受付時間	東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金（祝日、年末 年始を除く）	9:30～12:00 13:00～15:00	第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金（祝日、年末 年始を除く）	10:00～12:00 13:00～16:00	第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金（祝日、年末 年始を除く）	9:30～12:00 13:00～17:00
名 称	電話番号	受付日	受付時間																	
東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金（祝日、年末 年始を除く）	9:30～12:00 13:00～15:00																	
第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金（祝日、年末 年始を除く）	10:00～12:00 13:00～16:00																	
第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金（祝日、年末 年始を除く）	9:30～12:00 13:00～17:00																	
その他	○お申込みに際しては、当ＪＡおよび東京都農業信用基金協会において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当ＪＡの融資窓口までお問い合わせください。 ○金融情勢等の変化により本商品の見直しをする場合があります。																			

ＪＡあきがわ